

# 計 量 管 理 規 定

## 新 旧 対 照 表

令和 3 年 4 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター



変更箇所を \_\_\_\_\_ で示す。

旧	新	変更理由
<p style="text-align: center;">第I編 総 則</p> <p>第1章 目 的 (省略)</p> <p>第2章 適用範囲 (省略)</p> <p>第3章 定義すべき事項 (省略)</p> <p>第4章 その他 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第I編 総 則</p> <p>第1章 目 的 (変更なし)</p> <p>第2章 適用範囲 (変更なし)</p> <p>第3章 定義すべき事項 (変更なし)</p> <p>第4章 その他 (変更なし)</p>	

旧	新	変更理由
<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 ウラン濃縮施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織 (計量管理組織)</p> <p>第1条 ウラン濃縮施設における計量管理のために、センターに次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) 人形峠環境技術センター所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理統括者</p> <p>(3) 計量管理責任者</p> <p>(4) 核燃料管理者</p> <p><u>2</u> 計量管理責任者は、<u>技術管理課長</u>とする。</p> <p><u>3</u> 第1項の計量管理組織は、第Ⅱ-1図のとおりとする。 (責任及び権限)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 (省略)</p> <p>第3章 主要測定点の設定及びその符号 (省略)</p> <p>第4章 計量管理の原則 (省略)</p> <p>第5章 計量管理の手続 (省略)</p> <p>第6章 実在庫量の確認 (省略)</p> <p>第7章 測定の方法及び測定機器の管理 (省略)</p> <p>第8章 国際規制物資の供給当事国別管理の方法 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 ウラン濃縮施設における核燃料物質の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織 (計量管理組織)</p> <p>第1条 ウラン濃縮施設における計量管理のために、センターに次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) 人形峠環境技術センター所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理統括者</p> <p>(3) 計量管理責任者</p> <p>(4) 核燃料管理者</p> <p><u>2</u> 計量管理統括者は、<u>所長の指定する者とする。</u></p> <p><u>3</u> 計量管理責任者は、<u>保安・技術管理課長</u>とする。</p> <p><u>4</u> 第1項の計量管理組織は、第Ⅱ-1図のとおりとする (責任及び権限)</p> <p>第2条 (変更なし)</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 (変更なし)</p> <p>第3章 主要測定点の設定及びその符号 (変更なし)</p> <p>第4章 計量管理の原則 (変更なし)</p> <p>第5章 計量管理の手続 (変更なし)</p> <p>第6章 実在庫量の確認 (変更なし)</p> <p>第8章 国際規制物資の供給当事国別管理の方法 (変更なし)</p> <p>第9章 記 録 (変更なし)</p>	<p>1. 組織改正に伴う変更</p>

人形峠環境技術センター 計量管理規定 新旧対照表

旧	新	変更理由
<p>第10章 報 告 (省略)</p> <p>第11章 国際約束の遵守等に係わる事項 (省略)</p>	<p>第10章 報 告 (変更なし)</p> <p>第11章 国際約束の遵守等に係わる事項 (変更なし)</p>	

旧	新	変更理由
<p>第Ⅱ-1図 ウラン濃縮施設における計量管理組織</p>	<p>第Ⅱ-1図 ウラン濃縮施設における計量管理組織</p>	<p>1. 組織改正に伴う変更</p>

旧	新	変更理由
<p>第Ⅱ－２図 ウラン濃縮施設の核燃料物質計量管理区域及び主要測定点 (省略)</p> <p>第Ⅱ－１表 ウラン濃縮施設における核燃料物質計量管理区域 (省略)</p> <p>第Ⅱ－２表 ウラン濃縮施設における核燃料物質をバッチに区分する 方法及びソースデータ (省略)</p> <p>第Ⅱ－３－(1)表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（物理的形状） (省略)</p> <p>第Ⅱ－３－(2)表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（化学的形状） (省略)</p> <p>第Ⅱ－３－(3)表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（封じ込め） (省略)</p> <p>第Ⅱ－３－(4)表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（照射状況/品質） (省略)</p>	<p>第Ⅱ－２図 ウラン濃縮施設の核燃料物質計量管理区域及び主要測定点 (変更なし)</p> <p>第Ⅱ－１表 ウラン濃縮施設における核燃料物質計量管理区域 (変更なし)</p> <p>第Ⅱ－２表 ウラン濃縮施設における核燃料物質をバッチに区分する 方法及びソースデータ (変更なし)</p> <p>第Ⅱ－３－(1)表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（物理的形状） (変更なし)</p> <p>第Ⅱ－３－(2)表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（化学的形状） (変更なし)</p> <p>第Ⅱ－３－(3)表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（封じ込め） (変更なし)</p> <p>第Ⅱ－３－(4)表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号（照射状況/品質） (変更なし)</p>	

旧						新						変更理由
第Ⅱ－４表 ウラン濃縮施設における測定						第Ⅱ－４表 ウラン濃縮施設における測定						2. 記載の適正化 以下、同
MBA の符号	KMP の符号	物理的・化学的 形 状	単位体の 記 述	測 定 の 内 容		MBA の符号	KMP の符号	物理的・化学的 形 状	単位体の 記 述	測 定 の 内 容		
				目 的	方法・機器					目 的	方法・機器	
■	1	UF <sub>6</sub> 固体	シリンダ	員数・識別番号 重量	目視 精密秤量計	■	1	UF <sub>6</sub> 固体	シリンダ	員数・識別番号 重量	目視 秤量計	
■	2	UF <sub>6</sub> 固体	シリンダ	員数・識別番号 重量 濃縮度  ウラン純度	目視 精密秤量計 濃縮ウランは質量分 析計 劣化ウランはプロセ スデータより推定 化学分析	■	2	UF <sub>6</sub> 固体	シリンダ	員数・識別番号 重量 濃縮度  ウラン純度	目視 秤量計 濃縮ウランは質量分 析計 劣化ウランはプロセ スデータより推定 化学分析	
■	3	UF <sub>6</sub> 固体	シリンダ	員数・識別番号 重量 濃縮度  ウラン純度	目視 精密秤量計 濃縮ウランは質量分 析計 劣化ウランはプロセ スデータより推定 化学分析	■	3	UF <sub>6</sub> 固体	シリンダ	員数・識別番号 重量 濃縮度  ウラン純度	目視 秤量計 濃縮ウランは質量分 析計 劣化ウランはプロセ スデータより推定 化学分析	
■	4	UF <sub>6</sub> 固体 各種のウラン 化合物	容器	員数・識別番号 重量 濃縮度 化学組成	目視 天秤 質量分析計 化学分析	■	4	UF <sub>6</sub> 固体 各種のウラン 化合物	容器	員数・識別番号 重量 濃縮度 化学組成	目視 天秤 質量分析計 化学分析	
■	5	各種のウラン 化合物	容器	員数・識別番号 重量 濃縮度 ウラン純度	目視 精密秤量計 質量分析計 化学分析	■	5	各種のウラン 化合物	容器	員数・識別番号 重量 濃縮度 ウラン純度	目視 秤量計 質量分析計 化学分析	
■	*	UF <sub>6</sub> 固体 各種のウラン 化合物	シリンダ 容器等	員数・識別番号 重量 濃縮度  ウラン純度	目視 精密秤量計又は天秤 濃縮ウランは質量分 析計 劣化ウランはプロセ スデータより推定 化学分析	■	*	UF <sub>6</sub> 固体 各種のウラン 化合物	シリンダ 容器等	員数・識別番号 重量 濃縮度  ウラン純度	目視 秤量計又は天秤 濃縮ウランは質量分 析計 劣化ウランはプロセ スデータより推定 化学分析	
■	A	UF <sub>6</sub> 固体	シリンダ	員数・識別番号	目視	■	A	UF <sub>6</sub> 固体	シリンダ	員数・識別番号	目視	
■	B	UF <sub>6</sub> 固体	シリンダ	員数・識別番号	目視	■	B	UF <sub>6</sub> 固体	シリンダ	員数・識別番号	目視	



旧						新						変更理由
MBA の符号	KMP の符号	物理的・化学的 形状	単位体の 記述	測 定 の 内 容		MBA の符号	KMP の符号	物理的・化学的 形状	単位体の 記述	測 定 の 内 容		変更理由
				目 的	方 法 ・ 機 器					目 的	方 法 ・ 機 器	
				員数・識別番号 ウラン純度 圧力 温度 容積 濃縮度  重量	目視 化学分析 圧力計 温度計 設計値 濃縮ウランは質量分 析計 劣化ウランはプロセ スデータより推定 精密秤量計又は天秤					員数・識別番号 ウラン純度 圧力 温度 容積 濃縮度  重量	目視 化学分析 圧力計 温度計 設計値 濃縮ウランは質量分 析計 劣化ウランはプロセ スデータより推定 精密秤量計又は天秤	
各種のウラン 化合物	容 器	重量 容積 濃縮度 化学組成	精密秤量計又は天秤 設計値 質量分析計 化学分析	各種のウラン 化合物	容 器	重量 容積 濃縮度 化学組成	秤量計又は天秤 設計値 質量分析計 化学分析					

2. 記載の適  
正化  
以下同

第Ⅱ－5表 ウラン濃縮施設における測定機器の校正の時期・頻度及び方  
(省略)

第Ⅱ－5表 ウラン濃縮施設における測定機器の校正の時期・頻度及び方法  
(変更なし)

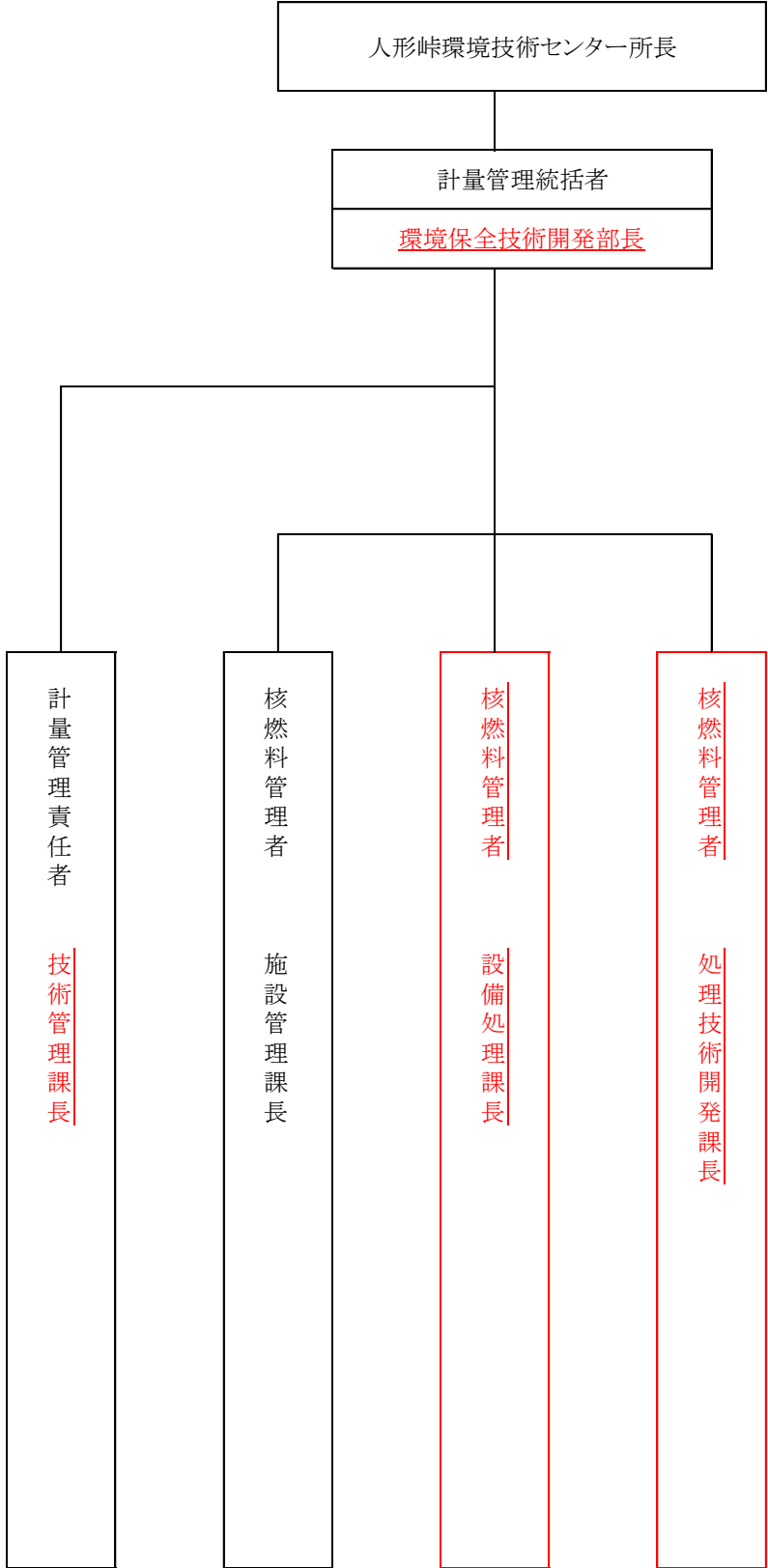
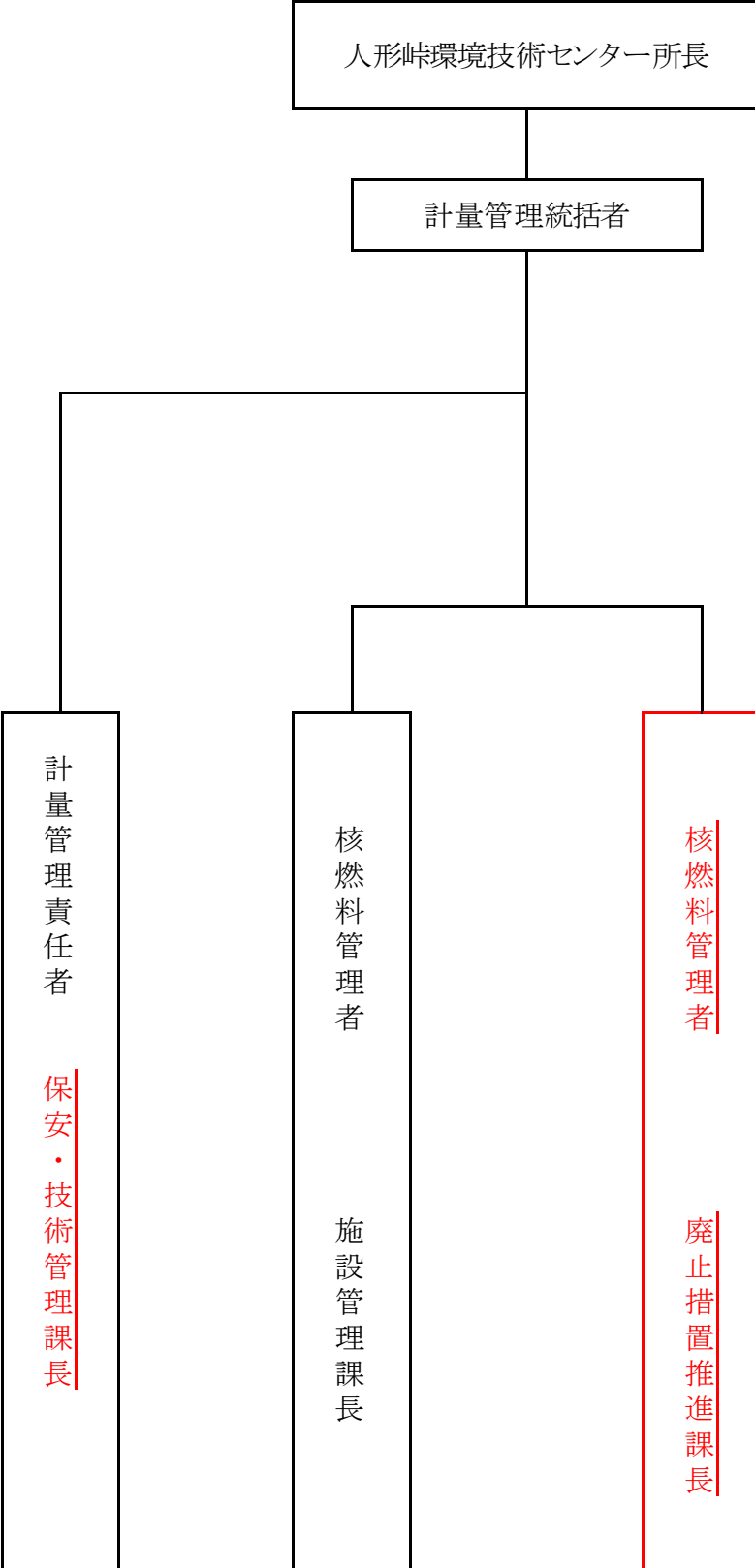
旧			新			変更理由
第Ⅱ－6表 ウラン濃縮施設における操業記録事項及びその時期			第Ⅱ－6表 ウラン濃縮施設における操業記録事項及びその時期			
種類	内容	時期	種類	内容	時期	
1. 核燃料物質の量及び組成の変化を決定する運転データ	(1) 貯蔵区域にあるシリンダリスト (2) シリンダの配置図 (3) シリンダの処理工程への取り付け又は取外しの記録で、UF <sub>6</sub> 操作室内の位置、日付、ウラン量及び U235 量に関する情報を含むもの (4) 核物質を含んだシリンダ又は容器に関する移動の記録 (5) 区分変更のあった場所を含め UF <sub>6</sub> 操作室内の区分変更を示す記録 (6) 濃縮度の測定結果、又は劣化ウランの場合は測定結果、又はプロセスデータの解析結果 (7) 核物質の損失を招いた事故に関する情報 (8) 保管廃棄及び測定済廃棄のウラン量及び核分裂性物質質量に関するその他関連情報	その都度	1. 核燃料物質の量及び組成の変化を決定する運転データ	(1) 貯蔵区域にあるシリンダリスト (2) シリンダの配置図 (3) シリンダの処理工程への取り付け又は取外しの記録で、UF <sub>6</sub> 操作室内の位置、日付、ウラン量及び U235 量に関する情報を含むもの (4) <b>核燃料</b> 物質を含んだシリンダ又は容器に関する移動の記録 (5) 区分変更のあった場所を含め UF <sub>6</sub> 操作室内の区分変更を示す記録 (6) 濃縮度の測定結果、又は劣化ウランの場合は測定結果、又はプロセスデータの解析結果 (7) <b>核燃料</b> 物質の損失を招いた事故に関する情報 (8) 保管廃棄及び測定済廃棄のウラン量及び核分裂性物質質量に関するその他関連情報	その都度	2. 記載の適正化
2. <b>重量</b> の校正、試料採取及び分析、各測定品の品質を管理する手続き、ランダム及びシステムティック誤差の推定	(1) <b>重量測定機器</b> の校正の日付とその内容の記述 校正データ及びその結果の測定精度精度の定義 (2) 採取試料の日付と種類、試料採取方法、バッチ番号、採取試料の重量、その送り先 (3) 採取試料の分析日付と分析方法、分析結果及びランダム並びにシステムティック誤差の推定 (4) 分析機器の点検日付、点検に用いた基準及び点検手順 (5) 分析機器の何らかの不具合に関する情報 (6) 測定の質を管理するための定常手続きで、時期及び結果を含むもの	その都度	2. <b>秤量計</b> の校正、試料採取及び分析、各測定品の品質を管理する手続き、ランダム及びシステムティック誤差の推定	(1) <b>秤量計</b> の校正の日付とその内容の記述 校正データ及びその結果の測定精度精度の定義 (2) 採取試料の日付と種類、試料採取方法、バッチ番号、採取試料の重量、その送り先 (3) 採取試料の分析日付と分析方法、分析結果及びランダム並びにシステムティック誤差の推定 (4) 分析機器の点検日付、点検に用いた基準及び点検手順 (5) 分析機器の何らかの不具合に関する情報 (6) 測定の質を管理するための定常手続きで、時期及び結果を含むもの	その都度	2. 記載の適正化
3. 実在庫量の確認の準備及び実施にあたってとられる一連の措置の記録	日付及びとるべき措置の記述、並びにその結果 結果には各単位体のバッチデータ及び位置を示す単位体別リストを含む	その都度	3. 実在庫量の確認の準備及び実施にあたってとられる一連の措置の記録	日付及びとるべき措置の記述、並びにその結果 結果には各単位体のバッチデータ及び位置を示す単位体別リストを含む	その都度	
4. 事故及び未測定損失の原因及び量を確認するための措置	とられた措置の日付及び結果	その都度	4. 事故及び未測定損失の原因及び量を確認するための措置	とられた措置の日付及び結果	その都度	

旧	新	変更理由
<p>第Ⅱ－７－(１)表 ████████ の変更に関連する情報の国に対する連絡期限 (省略)</p> <p>第Ⅱ－７－(２)表 ウラン濃縮施設において ████████ に関し変更を報告すべき事項 (省略)</p> <p>第Ⅱ－８表 ウラン濃縮施設の操業状況に関し変更を報告すべき事項 (省略)</p>	<p>第Ⅱ－７－(１)表 ████████ の変更に関連する情報の国に対する連絡期限 (変更なし)</p> <p>第Ⅱ－７－(２)表 ウラン濃縮施設において ████████ に関し変更を報告すべき事項 (変更なし)</p> <p>第Ⅱ－８表 ウラン濃縮施設の操業状況に関し変更を報告すべき事項 (変更なし)</p>	

旧	新	変更理由
<p style="text-align: center;">第Ⅲ編 製錬転換施設及び開発試験棟における核燃料物質の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織 (計量管理組織)</p> <p>第1条 製錬転換施設及び開発試験棟における計量管理のために、センターに次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。 (1) 人形峠環境技術センター所長 (以下「所長」という。) (2) 計量管理統括者 (3) 計量管理責任者 (4) 核燃料管理者</p> <p><u>2</u> 計量管理責任者は、<u>技術管理課長</u>とする。 <u>3</u> 第1項の計量管理組織は、第Ⅲ-1図のとおりとする。 (責任及び権限)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 (省略)</p> <p>第3章 主要測定点の設定及びその符号 (省略)</p> <p>第4章 計量管理の原則 (省略)</p> <p>第5章 計量管理の手続 (省略)</p> <p>第6章 実在庫量の確認 (省略)</p> <p>第7章 測定の方法及び測定機器の管理 (省略)</p> <p>第8章 国際規制物資の供給当事国別管理の方法 (省略)</p> <p>第9章 記 録 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅲ編 製錬転換施設及び開発試験棟における核燃料物質の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織 (計量管理組織)</p> <p>第1条 製錬転換施設及び開発試験棟における計量管理のために、センターに次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。 (1) 人形峠環境技術センター所長 (以下「所長」という。) (2) 計量管理統括者 (3) 計量管理責任者 (4) 核燃料管理者</p> <p><u>2</u> <u>計量管理統括者は、所長の指定する者とする。</u> <u>3</u> 計量管理責任者は、<u>保安・技術管理課長</u>とする。 <u>4</u> 第1項の計量管理組織は、第Ⅲ-1図のとおりとする。 (責任及び権限)</p> <p>第2条 (変更なし)</p> <p>第2章 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 (変更なし)</p> <p>第3章 主要測定点の設定及びその符号 (変更なし)</p> <p>第4章 計量管理の原則 (変更なし)</p> <p>第5章 計量管理の手続 (変更なし)</p> <p>第6章 実在庫量の確認 (変更なし)</p> <p>第7章 測定の方法及び測定機器の管理 (変更なし)</p> <p>第8章 国際規制物資の供給当事国別管理の方法 (変更なし)</p> <p>第9章 記 録 (変更なし)</p>	<p>1. 組織改正に伴う変更</p>

人形峠環境技術センター 計量管理規定 新旧対照表

旧	新	変更理由
<p>第10章 報 告 (省略)</p> <p>第11章 国際約束の遵守等に係わる事項 (省略)</p>	<p>第10章 報 告 (変更なし)</p> <p>第11章 国際約束の遵守等に係わる事項 (変更なし)</p>	

旧	新	変更理由
 <p>第Ⅲ-1図 製錬転換施設及び開発試験棟における計量管理組織</p>	 <p>第Ⅲ-1図 製錬転換施設及び開発試験棟における計量管理組織</p>	<p>1. 組織改正に伴う変更</p>

旧	新	変更理由
<p>第Ⅲ－２ 図 製錬転換施設及び開発試験棟の核燃料物質計量管理区域及び主要測定点 (省略)</p>	<p>第Ⅲ－２ 図 製錬転換施設及び開発試験棟の核燃料物質計量管理区域及び主要測定点 (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－２－(1) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における核燃料物質バッチに区分する 方法及びソースデータ(1) (省略)</p>	<p>第Ⅲ－２－(1) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における核燃料物質バッチに区分する 方法及びソースデータ(1) (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－２－(2) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における核燃料物質をバッチに区分する 方法及びソースデータ(2) (省略)</p>	<p>第Ⅲ－２－(2) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における核燃料物質をバッチに区分する 方法及びソースデータ(2) (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－３－(1) 表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号(物理的形状) (省略)</p>	<p>第Ⅲ－３－(1) 表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号(物理的形状) (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－３－(2) 表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号(化学的形状) (省略)</p>	<p>第Ⅲ－３－(2) 表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号(化学的形状) (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－３－(3) 表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号(封じ込め) (省略)</p>	<p>第Ⅲ－３－(3) 表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号(封じ込め) (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－３－(4) 表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号(照射状況/品質) (省略)</p>	<p>第Ⅲ－３－(4) 表 核燃料物質の組成、形状等を表す略号(照射状況/品質) (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－４－(1) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における測定(1) (省略)</p>	<p>第Ⅲ－４－(1) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における測定(1) (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－４－(2) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における測定(2) (省略)</p>	<p>第Ⅲ－４－(2) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における測定(2) (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－５－(1) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における測定機器の校正の時期・ 頻度及び方法(1) (省略)</p>	<p>第Ⅲ－５－(1) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における測定機器の校正の時期・頻度及び 方法(1) (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－５－(2) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における測定機器の校正の時期・ 頻度及び方法(2) (省略)</p>	<p>第Ⅲ－５－(2) 表 製錬転換施設及び開発試験棟における測定機器の校正の時期・頻度及び 方法(2) (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ－６ 表 製錬転換施設及び開発試験棟における操業記録の記録事項及びその時期 (省略)</p>	<p>第Ⅲ－６ 表 製錬転換施設及び開発試験棟における操業記録の記録事項及びその時期 (変更なし)</p>	

旧	新	変更理由
<p>第Ⅲ－７－(1)表 ████████ の変更に関連する情報の国に対する連絡期限 (省略)</p> <p>第Ⅲ－７－(2)表 研究開発施設において ████████ に関し変更を報告すべき事項 (省略)</p> <p>第Ⅲ－８表 研究開発施設の操業状況に関し変更を報告すべき事項 (省略)</p>	<p>第Ⅲ－７－(1)表 ████████ の変更に関連する情報の国に対する連絡期限 (変更なし)</p> <p>第Ⅲ－７－(2)表 研究開発施設において ████████ に関し変更を報告すべき事項 (変更なし)</p> <p>第Ⅲ－８表 研究開発施設の操業状況に関し変更を報告すべき事項 (変更なし)</p>	



旧	新	変更理由
<p>附 則 (17 規程第 34 号 平成 17 年 10 月 1 日) この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (19 峠 (規則) 第 20 号 平成 19 年 10 月 1 日) この規定は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (20 峠 (規則) 第 12 号 平成 20 年 5 月 1 日) この規定は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (21 峠 (規則) 第 14 号 平成 21 年 12 月 14 日) この規定は、平成 21 年 12 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則 (23 峠 (規則) 第 4 号 平成 23 年 5 月 1 日) この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。 ただし、製錬転換施設及び開発試験棟においては、実在庫確定日から施行する。</p> <p>附 則 (25 峠 (規則) 第 13 号 平成 25 年 8 月 29 日) この規定は、平成 25 年 8 月 29 日から施行する。</p> <p>附 則 (26 峠 (規則) 第 3 号 平成 26 年 4 月 1 日) この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (27 峠 (規則) 第 7 号 平成 27 年 4 月 1 日) この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (28 峠 (規則) 第 36 号 平成 29 年 4 月 1 日) この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 (17 規程第 34 号 平成 17 年 10 月 1 日) この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (19 峠 (規則) 第 20 号 平成 19 年 10 月 1 日) この規定は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (20 峠 (規則) 第 12 号 平成 20 年 5 月 1 日) この規定は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (21 峠 (規則) 第 14 号 平成 21 年 12 月 14 日) この規定は、平成 21 年 12 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則 (23 峠 (規則) 第 4 号 平成 23 年 5 月 1 日) この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。 ただし、製錬転換施設及び開発試験棟においては、実在庫確定日から施行する。</p> <p>附 則 (25 峠 (規則) 第 13 号 平成 25 年 8 月 29 日) この規定は、平成 25 年 8 月 29 日から施行する。</p> <p>附 則 (26 峠 (規則) 第 3 号 平成 26 年 4 月 1 日) この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (27 峠 (規則) 第 7 号 平成 27 年 4 月 1 日) この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (28 峠 (規則) 第 36 号 平成 29 年 4 月 1 日) この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 ( 峠 (規則) 第 号 令和 年 月 日)</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、所長が別に定める日から施行する。</u> <u>(施行日は令和 年 月 日)</u></p>	<p>附則の変更</p>